

Q

裁判はどのような流れで進むのですか？



A

裁判員裁判は次のように進んでいきます。

冒頭手続(法廷)

- ・被告人の確認(人定質問)
- ・検察官が起訴状を朗読する
- ・被告人と弁護人から起訴状に対する言い分を聞く(意見陳述)



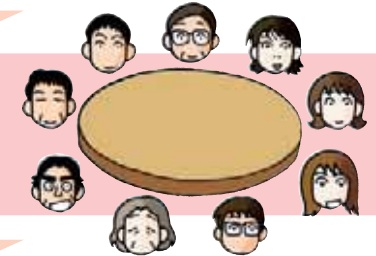
審理(法廷)

1. 証拠調べ手続
 - ・検察官・弁護人が証拠により証明しようとする事実を説明(冒頭陳述)
 - ・検察官や弁護人が提出した凶器などの物や書類を取調べ、証人や被告人に対する質問を行う(証拠調べ)
2. 弁論手続
 - ・検察官が事実関係や法律的問題などの意見を述べる(論告)
 - ・検察官が被告人に与えるべきと考える刑を述べる(求刑)
 - ・弁護人が事実関係や法律的問題などの意見を述べる(弁論)
 - ・被告人が意見を述べる(最終陳述)



評議(評議室)

裁判員と裁判官が話し合い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするか決める。



判決手続(法廷)

裁判官が評議の結果に基づき、被告人に判決を言い渡す。

